

別紙

諮問第1701号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和4年の東京都公安委員会宛て苦情（受理番号第〇〇号）について審理された際の定例会議事録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）が令和5年1月16日付けで行った不存在を理由とする本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定は、適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年4月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同年11月18日（第225回第三部会）及び同年12月16日（第226回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 公安委員会宛ての苦情処理について

警察法（昭和29年法律第162号）79条1項及び3項において、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、文書により苦情の申出をすることができ、申出があったときは、都道府県公安委員会は処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない旨定めている。

実施機関における苦情の処理手続については、広聴事案の処理手続に関する規程（平成13年東京都公安委員会規程第3号。以下「処理手続に関する規程」という。）及び広聴事案の処理手続に関する規程の運用について（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号。以下「通達」という。）で定めており、警視庁組織規則（昭和47年東京都公安委員会規則第2号）では、実施機関宛ての苦情の受理等に関することは、警視庁総務部企画課公安委員会室（以下「公安委員会室」という。）が行うこととしているところ、その趣旨は以下のとおりである。

実施機関宛てに苦情申出書による苦情の申出があった場合、公安委員会室の幹部は、苦情処理一覧簿に所要事項を記載するとともに、当該申出者に苦情の申出を受理した番号を通知する。また、受理した苦情申出書の概要を苦情処理票に記載し、当該苦情処理票の写し及び苦情申出書の写しを警視庁総務部広報課長（以下「広報課長」という。）に送付しなければならない。さらに、送付を受けた広報課長は、広報課において処理する場合を除き、苦情処理票の写し及び苦情申出書の写しを当該苦情に係る取扱いのあった所属長に送付し、送付を受けた所属長は、当該苦情の処理を行う担当幹部を指揮して、必要な調査及び措置（以下「調査等」という。）を行い、その結果を警視総監に報告しなければならない。そして、警視総監は調査等の結果を公安委員会に報告し、当該結果について報告を受けた公安委員会は、苦情処理結果通知書により苦情処理の結果を申出者に通知する。

イ 公安委員会の定例会議について

実施機関における定例会議については、東京都公安委員会運営規則（平成13年東京都公安委員会規則第6号。以下「運営規則」という。）において、委員長は、原則として毎週1回日時を定めて定例会議を招集するものとし、会議を開催したときは、会議録（以下「定例会議事録」という。）に開催日時、出席者、議題その他必要と認める事項を記録するものとされている。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、「公文書作成せず不存在となると、委員方や事務方の資質を問うこととなる。」と主張し、苦情（受理番号第〇〇号。以下「本件苦情」という。）について審理された際の定例会議事録（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めている。

これに対し実施機関は、公安委員会宛ての苦情については、処理手続に関する規程及び通達に基づき、警視総監から報告された調査等の結果を踏まえて審理を行い、苦情の申出者に対する通知内容を決定しているところ、当該審理がなされた場合、その旨は運営規則に定める定例会議事録に記載すると説明する。そして、本件苦情は本件開示請求がなされた当時、事実調査中であり、公安委員会に本件苦情の調査等の結果が報告されていなかったことから、本件苦情が審理されたことについて記載した本件請求文書は作成しておらず、存在しないと説明する。

審査会が本件苦情に係る関係資料を見分したところ、本件苦情は、本件開示請求日から本件非開示決定日までの間において、事実調査中であったため、公安委員会に本件苦情の調査等の結果が報告されておらず、定例会議で審理されていなかったことが確認された。したがって、本件請求文書は、保有しておらず、存在しないと説明する実施機関の説明は首肯できるものであり、本件請求文書について、不存在を理由とした本件非開示決定は、妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ